



清中だより

手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬

【電話】042-493-6311

【所在地】〒204-0003 東京都清瀬市中里 5-624

なかなか先が見えませんが

校長 小池雄志郎

緊急事態宣言が出されて3週間。3年生は都立、私立の推薦入試を終え、進路選択はいよいよ山場を迎えつつあります。そのような中、コロナ禍は一時ほどの猛威は衰えたものの、まだまだ先が見えません。学校では引き続き、次のように取り組んでおります。ご家庭でも決して油断せず、お子様やご家族の健康にご留意ください。

<現在行っている学校の対応>

3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）、登校時の健康チェック（毎朝の検温）、30分に1回以上換気 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）など、基本的な感染症対策の徹底を図っております。

(1) 学習活動について

緊急事態宣言の期間において、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動（音楽における歌唱の活動や管楽器を用いる活動、家庭科における調理実習、体育における身体接触を伴う活動）などについては、可能な限り十分な配慮を行っております。

(2) 学校行事について

緊急事態宣言の期間において、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動は、避難訓練を除いて中止しております。

(3) 部活動について

緊急事態宣言の期間において、全ての部活動は中止しております。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等についても中止しております。

(4) 給食について

喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用することとしております。加えて、生徒が対面して喫食する形態を避け、会話はしないこととしております。

(5) 出席停止について

感染が心配で登校に不安などがあり、自宅待機をする場合は、出席停止の取り扱いとなり、欠席扱いにはなりません。詳しくは学校までご相談ください。

<お子様やご家族が濃厚接触者と特定された場合、また、PCR検査を受ける日が確定した場合>

以下は、過日お配りした清瀬市教育委員会からの文書（「新型コロナウイルス感染症対策について」）の内容です。今一度ご確認ください。

(1) 以下の内容について速やかに校長（不在の場合は副校長）までご連絡ください。PCR検査の結果が出た時には、陰性の場合でも再度連絡をお願いします。

<連絡内容>

- ①症状、医療機関受診の有無
- ②PCR検査を受ける人（本人、父、母、兄、姉など）
- ③PCR検査等の予定・結果
- ④家族環境と発熱等の状況

- ⑤保健所の指示（自宅療養期間、登校について（いつから登校可能か）、発症日（陽性の場合））
- (2) お子様に発熱等の風邪症状や腹痛、下痢などの胃腸炎が見られる場合は、無理をせず自宅で休養させてください。その場合は出席停止の取り扱いとなり、欠席扱いにはなりません。また、学童やまなべー、放課後等デイサービスなどのご利用もお控えください。
- (3) 保健所からお子様が濃厚接触者と特定された場合は、感染がないと保健所より確認できるまで出席停止となります。不要不急の外出をお控えください。
- (4) 学校生活の様子など、保健所からの聴き取り調査が行われますのでご協力ください。

<入試情報（都立高）から>

都立高を志願する生徒の保護者の皆様に向けて、東京都教育委員会から「令和3年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に関する対応について」という文書が出されています。3年生の皆さんには配布済みですが、他学年の保護者の皆様にもご参考までお示します。

(1) 感染が疑われる者への対応

ア 新型コロナウイルス感染症に感染している者の扱い

受検日に新型コロナウイルス感染症に感染している者については、入学者選抜を受検することはできません。

イ 発熱のある受検者の扱い

登校時に受検者の体温をサーモグラフィ及び学校所有の体温計により測ります。発熱がみられる場合、以下の対応となります。

- ・ 37度以上37.5度未満の発熱がある場合、令和3年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7に定めるインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査（以下「追検査」という。）の受検を促します（第一次募集受検者）。当日の受検を希望する場合は、別室による受検とします。
 - ・ 37.5度以上の発熱がある場合は、受検することができません。追検査を受検してください（分割前期募集の受検者は、分割後期募集を受検してください）。
- ※ 発熱があり受検できない場合は、保護者等と共に帰宅することとなりますので、高等学校と連絡を取ることができるよう御協力ください。

ウ 濃厚接触者とされた受検者の扱い

原則、受検することはできません。ただし、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者でも、以下の①から④までの全ての条件を満たす場合は、受検を認めます。

① 自治体によるPCR検査又は検疫所における抗原定量検査の結果、陰性であること。

※ 一般のクリニック等での検査では受検要件を満たしません。

※ 検査結果が判明するまでの期間は受検できません。

② 受検当日も無症状であること。

③ 電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

④ 終日、別室で受検すること。

なお、受検を希望する場合は、受検する学校に対し、中学校長から事故や病気等による学力検査等実施上の措置申請書（実施要綱様式26）により、別室における受検を申請してください。そのため、濃厚接触者とされた受検者は、事前に中学校と十分な確認をお願いします。既に中学校を卒業した受検者については、志願する都立高等学校に直接申請することとなりますので、御注意ください。また、受検に当たっては、本項に該当する他の者と同室受検となる場合があります。あらかじめ御承知おきください。

この文書の内容は都立高に限られます。私立高については、学校ごとの対応となっているようです。

3年生の皆さんにとって大切なこの時期、全ての学年の生徒の皆さん、保護者の皆様は今一度ご確認いただき、手を携えて今を乗り越えてまいりましょう。